

24. 第三者所有物の没収と告知・聴聞－第三者所有物没収事件～最大判昭 37.11.28【百選Ⅱ107】

【論述例】

第1 総論

所有者不明の貨物を関税法 118 条 1 項に基づき没収した原判決は、「憲法の違反がある」（刑事訴訟法 405 条 1 号）から、「第 405 条各号に規定する事由がある」ものとして、「判決で原判決を破棄しなければならない」（同法 410 条 1 項本文）のではないか。

第2 第三者所有物没収の違憲性

1 まず、所有者に財産権擁護の機会を全く与えないままにこれを没収することは、31 条及び 29 条に違反しないか。

2 これについては、次のような見解が想定される。すなわち、31 条の保障の範囲は、その文理どおり「刑罰」に限ると解すべきところ、形式的にみれば、第三者没収といえども、それは法定の手続を経て被告人に対し言い渡されるものであって、没収判決確定の効果として訴外の第三者に不利益を生ずるのは、当該確定判決の反射的效果にすぎず、当該第三者に対する「刑罰」として没収が言い渡されたことによるものではない。また、これを実質的にみれば、被告人たる犯人以外の第三者所有の物件について没収を言い渡す場合は、その形式は被告人に対する附加刑であるが、その実質は主として将来の犯罪の防止のための保安処分であり、とくに所有者に没収の効果が及ぶ点は、実質的には全く保安処分的な効果であるので、「刑罰」を科する手続を保障した 31 条の保障の範囲外にあるということになる。

したがって、いわゆる第三者没収の手続面の問題は、当該第三者に対する関係においては、同条の保障の範囲外にあるといわざるをえないとの見解である。

3 しかし、人権保障を強く標榜する憲法において、人権の制限、剥奪には合理的根拠を必要とする法の精神とに照らし、同条の「刑罰」とは厳格な意味の刑罰に限らず、ひろく刑罰に準ずることのできる拘束、制裁等の処分にも準用あるものと解するを相当とし、かつ、同条の「法律の定める手続」とは沿革の示すように「法律の正当な手続」の保障すなわち、適正条項の要請をも含むものと解するを相当とする。ところで、問題の第三者没収は、被告人に対する附加刑であるが、その刑事処分の効力が第三者の所有権剥奪に及ぶものであるから、第三者の立場から見ても多分に刑事的制裁の性質を有し、附加刑処分を受ける被告人ではないけれども、その所有権剥奪の制裁を受ける点において、正に法律の定める正当手続の保障を受けるに値するものといわなければならない。

したがって、第三者の所有物を没収する場合において、その没収に関して当該所有者に対し、何ら告知、弁解、防禦の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、適正な法律

手続によらないで、財産権を侵害する制裁を科するに外ならない。しかるに、関税法 118 条 1 項は、同項所定の犯罪に関係ある船舶、貨物等が被告人以外の第三者の所有に属する場合においてもこれを没収する旨を規定しながら、その所有者たる第三者に対し、告知、弁解、防御の機会を与えるべきことを定めていない。

- 4 よって、関税法 118 条 1 項によって第三者の所有物を没収することは、31 条及び 29 条に違反するものと断ぜざるをえない。

第3 違憲主張適格

- 1 次に、被告人が、第三者没収について違憲主張の適格を持つか。
- 2 これについては、次のような見解が想定される。すなわち、81 条の下で裁判所に付与されている違憲審査権は司法権の範囲内で行使すべきであり、司法権が発動するためには具体的に争訟事件が提起されていることが必要である。裁判所は具体的に争訟事件が提起されていないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下す如き権限を行い得るものでない。したがって、訴訟において、他人の権利に容喙干渉し、これが救済を求めるが如きは、本来許されない筋合のものと解するを相当とするが故に、本件没収の如き事項についても、他人の所有権を対象として基本的人権の侵害がありとし、憲法上無効である旨論議抗争することは許されないものと解すべきであるとの見解である。
- 3 しかし、この原則は、絶対ではなく、司法の裁量的準則と解されるので、違憲を主張する者の利益の程度、援用される憲法上の権利の性格、違憲の主張をする者と第三者の関係、第三者が別の訴訟で自己の権利侵害につき違憲の主張をすることの可能性等の要素を考慮し、その主張を当事者にさせることが適切な状況にあり、またそのことが第三者に実質的な不利益を与えるおそれがない限り、主張の適格を認めてよいと解する。

そして、被告人としても没収に係る物の占有権を剥奪され、またこれが使用、収益をなしえない状態におかれ、さらには所有権を剥奪された第三者から賠償請求等を行使される危険に曝される等、利害関係を有することが明らかであるから、その主張を被告人にさせることが適切な状況にあるといえる。また、そのことが所有者たる第三者に実質的な不利益を与えるおそれがあるとは認められない。

- 4 よって、被告人は、第三者没収について違憲主張の適格を持つ。

第4 結論

以上より、原判決は「憲法の違反がある」から、「第 405 条各号に規定する事由がある」ものとして「判決で原判決を破棄しなければならない」。

注 1) 論述例第 2・2 については検察官の弁論要旨、同 3 第 1 段落については最大判昭 35.10.19 河村反対意見、同第 3・2 については飯坂反対意見及び前掲・最大判昭 35.10.19、

同 3 第 1 段落「この原則」から「解される」までについては矢口俊昭・百選 6 版 415 頁を参照。

なお、論述例第 2・3 第 1 段落第 1 文について、入江補足意見は、「憲法 31 条にいわゆる法定手続の保障は、単に形式上法律で定めれば、それで本条の要請を満たしたものというものではなく、たとえ法律で定めても、その法律の内容が、近代民主主義国家における憲法の基本原理に反するようなものであれば本条違反たるを免れず、単に手続規定のみについてでなく、権利の内容を定めた実体規定についても、本条の保障ありと解すべきであり、更に本条は単に刑罰についてのみの規定ではなく、『若しくは自由を奪われ』という中には、刑罰以外に、国家権力によって個人の権利、利益を侵害する場合をも包含しているものと解すべきであると考え」と述べている。

注 2) 関税法 118 条 1 項の規定自体が違憲なのか、あるいは、第三者没収処分が違憲なのかは、本件判決当時からさかんに議論されていた（笹田栄司・百選 7 版 239 頁）。

この点について、脇田忠・最判解刑事篇昭和 37 年度 228 頁は、「本判決につき特に注意をすべきことは、本判決が関税法 118 条 1 項の没収の実体規定そのものを違憲とするものではなく、所収者に告知、弁解、防御の機会を与えることなく第三者の所有物を没収する判決が憲法に違反するとしている点である」と述べている。また、垂水補足意見も、「多数意見は、現行刑事訴訟法等のどの条項が憲法 31 条に違反するとも判示していない。これは刑訴法に適正手続規定がないのに第三者所有物を没収する判決をした場合には判決が憲法 31 条、29 条 1 項に違反するということを示すものと解するしかあるまい。（或る法令の特定の条項を明示しないで或る法令を違憲だというような判決は違法であろう。）」と述べている。

注 3) 成田新法事件（最大判平 4.7.1【百選Ⅱ109】）は、「憲法 31 条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。」「しかしながら、同条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、一般に、行政手続は、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではないと解するのが相当である」と判示している。

また、川崎民商事件（最大判昭 47. 11. 22 【百選Ⅱ114】）も、「憲法 35 条 1 項の規定は、本来、主として刑事責任追及の手續における強制について、それが司法権による事前の抑制の下におかれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手續が刑事責任追及を目的とするものでないとの理由のみで、その手續における一切の強制が当然に右規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない」と判示している。